定款

# 株式会社 栄 電 子

令和4年6月29日改定

# 改定履歴

日付	版数	改定理由
平成 18 年 6 月 29 日	_	
平成 21 年 6 月 26 日	_	電子公告への変更、株券の電子化、株式取扱規則の変更、その他文言の変更。
平成 27 年 6 月 26 日	_	①会社法改正に伴う、業務執行取締役でない取締役及び監査役との間の責任限定契約の締結に関する項目の新設、②代表取締役社長の呼称を代表取締役へ変更。
平成 29 年 10 月 1 日	_	単元株式数の変更
令和4年6月29日	_	会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供制度導入への対応

# 定 款

# 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社栄電子と称し、英文では、SAKAE ELECTRONICS CORPORATION と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 電気製品および商品の販売
  - 2. 電子部品の販売
  - 3. 電気および電子機器のプリント基板の設計、製作
  - 4. 測定器、情報制御機器等の電子応用機器の開発および販売
  - 5. コンピュータおよびその周辺機器の企画、開発、製造ならびに販売
  - 6. コンピュータソフトの開発および販売
  - 7. 動産のリースおよびレンタル業
  - 8. 前号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査役
  - (3) 監査役会
  - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載 して行う。

## 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

#### (自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場 取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

# (単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利 以外の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

# (株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
  - 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え 置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、届出の受理等、株式 および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては 取扱わない。

### (株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての 手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役 会において定める株式取扱規則による。

#### (基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を 有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使す ることができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

# 第3章 株主総会

## (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

# (招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
  - 2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

# (議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主または法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人と して、議決権を行使することができる。
  - 2. 前項の場合には、株主または法定代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上

をもって行う。

# (議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

#### (取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
  - 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

# (役付取締役および代表取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、 取締役会長を1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する ことができる。
  - 2. 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
  - 3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

#### (取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役が招集し、その 議長となる。
  - 2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

# (取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに、各取締役および各監査 役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を 短縮することができる。
  - 2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## (取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、出席 した取締役の過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録 により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があった ものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

## (取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### (取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会に おいて定める取締役会規程による。

### (取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

# (取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会 社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の損 害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法 令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができ る。
  - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役(業務執行取締役または 使用人であるものを除く。) との間で、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する責

任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

# (相談役)

第31条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、代表取締役の諮問に応じるものとする。

#### 第5章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

#### (監査役の選任)

- 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

#### (監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第35条 監査役会はその議決により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

# (監査役会の招集通知)

- 第 36 条 監査役会の招集通知は、監査役会の日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
  - 2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

# (監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会に おいて定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

- 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会 社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の損 害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法 令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができ る。
  - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

# 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

#### (事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

# (期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

#### (中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載 または記録された株主、または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に 定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。

#### (配当金の除斥期間等)

- 第 48 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
  - 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

### (附則)

- 1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除 および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ず るものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

上記は、当会社の定款に相違ありません。 東京都千代田区外神田2丁目9番10号 株式会社栄電子 代表取締役 津田百子